安芸市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第23号)

(趣旨)

- 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
 - (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
 - (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務 実施者をいう。
 - (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

- 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。
- 2 別表第 2 の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するため に必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有 するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネッ トワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人 情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するため に必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有する ものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワ ークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報 の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、 規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む

書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第4項の規 定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。 (準備行為)
- 2 市長及び教育委員会は、この条例の施行の日前においても、この条例の実 施のために必要な準備行為をすることができる。

別表第1(第4条関係)

機関		事務	
1	市長	安芸市福祉医療費助成に関する条例(昭和 48 年条例第 3 号)によ	
		る乳児、幼児及び義務教育就学児の医療費助成に関する事務であっ	
		て規則で定めるもの	
2	市長	安芸市福祉医療費助成に関する条例による重度心身障害者の医療	
		費助成に関する事務であって規則で定めるもの	
3	市長	長 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例(昭和 60 年条例第	
		号) によるひとり親家庭の医療費助成に関する事務であって規則で	
		定めるもの	

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	安芸市福祉医療費助成に	住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81
	関する条例による乳児、幼	号) 第7条第4号に規定する事項(以
	児及び義務教育就学児の	下「住民票関係情報」という。)、地方
	医療費助成に関する事務	税法(昭和 25 年法律第 226 号)その
	であって規則で定めるも	他の地方税に関する法律に基づく条例
	0	の規定により算定した税額若しくはそ
		の算定の基礎となる事項に関する情報
		(以下「地方税関係情報」という。)、
		児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)

			による児童手当若しくは特例給付(同
			法附則第2条第1項に規定する給付を
			いう。) の支給に関する情報、生活保護
			法(昭和25年法律第144号)の規定に
			よる医療扶助の実施に関する情報(以
			下「生活保護関係情報」という。) 又は
			中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並
			びに永住帰国した中国残留邦人等及び
			特定配偶者の自立の支援に関する法律
			(平成6年法律第30号) による支援給
			付又は配偶者支援金(以下「中国残留
			邦人等支援給付等」という。)の支給に
			関する情報(以下「中国残留邦人等支
			援給付等関係情報」という。)であって
			規則で定めるもの
2	市長	安芸市福祉医療費助成に	住民票関係情報、地方税関係情報、生
		関する条例による重度心	活保護関係情報又は中国残留邦人等支
		身障害者の医療費助成に	援給付等関係情報であって規則で定め
		関する事務であって規則	るもの
		で定めるもの	
3	市長	安芸市ひとり親家庭医療	住民票関係情報、地方税関係情報、生
		費助成に関する条例によ	活保護関係情報、児童扶養手当法(昭
		るひとり親家庭の医療費	和 36 年法律第 238 号)による児童扶養
		助成に関する事務であっ	手当の支給に関する情報(以下「児童
		て規則で定めるもの	扶養手当関係情報」という。)又は中国
			残留邦人等支援給付等関係情報であっ
			て規則で定めるもの
			<u> </u>